

令和3年10月11日

(一社)鳥取県産業資源循環協会  
会 員 各 位

(一社)鳥取県産業資源循環協会  
会 長 越 生 昭 徳  
(公印省略)

### 盛土条例案に係るパブリックコメントの募集について (お願い)

秋冷の候、貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当協会へ格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、鳥取県より盛土条例を制定するにあたりパブリックコメントを募集したいので会員への周知をお願いしたいと依頼連絡がありました。

内容としては、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土砂災害の原因が不適切な盛土であると考えられており、盛土そのものを規制する法律がないことから、鳥取県では、不適切な盛土等による土砂災害を防止するための新たな条例の制定が検討中で、本条例案に対する意見募集が10月8日(金)～22日(金)行われています。

つきましては、本条例案についてのご意見等がありましたら、直接「鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課」までご意見をお寄せ頂きますようお願い致します。

なお、条例の骨子案及び応募方法等につきましては添付のチラシをご確認ください。

また、廃棄物処理法の関係でいえば、最終処分場が本条例の規制施設として考えられますが、本条例の骨子案づくりに先立ち9月3日(金)に開催された検討会議において、本協会から「産業廃棄物最終処分場」については、現在すでに廃棄物処理法による規制を受けており盛土条例の規制対象施設とされれば、二重の規制を受けることとなるのでそういうこととならないよう配慮をお願いするとの意見を出しています。

これを受け、本条例案において、廃棄物最終処分場については、「第2章1に定める((3)の法令に基づく許認可施設において、条例の技術基準と同等以上の基準で審査されているもの。)に該当するものとして許可不要なものとして整理されているとの確認を得ています。

このご案内は、当協会理事及び最終処分業の許可をお持ちの会員の皆様にお送りするとともに、協会ホームページにもアップしていますのでご利用ください。

先般お送りしました、会員研修会の「大規模災害時の災害廃棄物処理等対応マニュアルについて」の講師「株式会社エイチテック 参与 武田 壮一郎 氏」はどういった関係の講師かといった問い合わせがございましたが、前西部協議会事務局の武田氏であり、この度は三光(株)からの講師ということをお願いしています。